

京都市防犯カメラ設置促進補助事業

京都市では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の一環として、地域の皆様による、犯罪の抑止を目的とする防犯カメラの設置に対し、経費の一部を補助することにより、防犯カメラの設置を促進し、地域防犯力の向上及び防犯意識の醸成を図っております。

この資料では、補助制度を利用して防犯カメラの設置を御検討されている地域団体の皆様に、制度の概要や手続等について説明いたします。

目次

p 1	表紙
p 2	手続きの流れ ～補助申請準備から設置、交付まで～
p 3～5	補助制度の概要
p 6～7	補助申請の手続き
p 7	補助金交付決定後の手続き（設置準備）
p 8	申請内容に変更があった場合は・・・
p 9	防犯カメラ設置時の注意点
p 10～11	〔必ずお読みください〕設置場所の同意・許可について
p 12～13	設置完了後の手続き
p 14	おわりに

※ そのほか、以下の資料を添付します。必要に応じて御利用ください。

資料1	申請書等記入見本
資料2	京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン
資料3	Wi-Fi 対応機種導入に係る誓約書（ひな型）
資料4	管理運用規定（ひな型）
資料5	道路占用許可申請書
資料6	公園内に防犯カメラを設置される場合は・・・
資料7	建築等届（デザイン保全区域用）
資料8	防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱

手続きの流れ ～補助申請準備から設置、交付まで～

御相談ください！

補助金申請を御検討の場合、まずはお住まいの地域の区役所・支所の地域力推進室に御相談ください。

申請の準備をしましょう！

地域において、防犯カメラの設置や補助事業への申請などを話し合い、設置事業者や地域の警察等とも連携しながら、具体的に設置場所やカメラの仕様を決めたり、見積りを取って予算を立てるなど、必要な準備を進めましょう。

電柱への設置には、所有者である関西電力送配電株式会社様やNTT 西日本様との共架契約が必要となります。（申込みから契約まで3か月程度かかります。）

電柱への設置を検討していただく際は、関西電力送配電株式会社またはNTT 西日本の担当者様へお問い合わせください。

申請書を提出しましょう！

7月18日まで

必要な書類（配置図や付近見取図、現況写真、カメラの仕様書、見積書等）を添付して、お住まいの地域の各区役所・支所の地域力推進室に申請書を提出してください。

また、補助金の受取は、原則的には防犯カメラの設置後となります。防犯カメラの設置前に補助金の受取を希望する場合は、申請時にご相談ください。補助金の受取方法についても、「団体口座への振込」または「現金での受取（窓口払い）」のどちらかを申請時に決めておく必要があります。

選定結果をお知らせします！

9月末まで

京都市から、補助金の交付又は不交付の旨を文書でお知らせします。交付決定の通知が届いたら、防犯カメラの設置準備を進めてください。

カメラを設置しましょう！

令和8年2月末まで

防犯カメラを実際に設置していただきます。設置に当たっては、管理運用規程を定める必要があり、また、設置場所の所有者や管理者等に許可を受けなければならない場合等があります。

報告書を提出しましょう！

設置後30日以内

事業終了後、必要な書類（画像や領収書等）を添えて、速やかに申請された窓口（お住まいの地域の各区役所・支所の地域力推進室）に実績報告書を提出してください。

補助金を交付します！

「団体口座への振込」または「現金受取（窓口払い）」のどちらかの選択ができます。

京都市から補助金を交付します。

※ 補助金支払いについて注意事項がございますので、申請時点で12～13ページを必ずご確認ください。

次ページから、制度の詳細について説明します。

<補助制度の概要>

1 補助の対象となる地域団体

次の4つの要件を全て満たす自治会、町内会、その他地域住民の組織する団体が対象となります。

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- ② 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること
- ③ 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること
- ④ 規約や代表者を定めていること

- ※ 市長が適当と認める団体に限ります。
- ※ 商店街や、その他の商店街等環境整備事業の補助対象である団体を除きます。
- ※ マンション管理組合は③を満たさないため、補助対象団体とはなりません。

また、以下の要件を満たす必要があります。

- 過去3年度以内(令和4年度～令和6年度)に本事業で補助を受けた地域団体は、補助金の交付を受けることができません。
- 設置しようとする防犯カメラの設置場所は、同一学区内で過去3年度以内(令和4年度～令和6年度)に本事業により設置した防犯カメラの設置場所から、一定以上離れている必要があります。

※ ただし、公園に設置する又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、上記要件の対象外となります。

⇒ 公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、令和4年度～令和6年度に本事業で補助を受けた地域団体でも、申請可能であり、距離要件についても緩和します！

2 補助の対象となる経費

防犯カメラを設置する事業に要する経費のうち、次の全ての経費です。

- ① カメラ、モニター(常時監視は不可、一時確認用のみ)、録画装置、中継器、その他の防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費
 - ※ SDカード等の記録媒体は、1台につき1枚を上限とします。
(予備のSDカードは補助対象外) ←
- ② ①の機器の取り付けに係る経費(電柱への共架申請に要する費用を含む。)
- ③ 防犯カメラが設置されている旨を表示するために要する経費

- ※ 1つの地域団体につき、2台を上限とします。
ただし、公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、上記とは別に2台を補助上限とします。
最大 2台と公園等2台の計4台設置可能！

※ 市長が適当と認める経費に限ります。

※ 次の経費は補助対象外(自己負担)です。

- ① 維持管理費(保守・修理・使用料・電気料金等)
- ② 自立柱(ポール)新設に係る費用
- ③ 区役所・支所への補助金申請手続き経費や振込手数料等

※ マスプロASM03FHDのように、SDカードが付属する場合、付属品とは別にSDカードを購入する費用は補助対象外

3 補助金の額

前述の経費の5割以内を補助します。1台分当たりの補助金の上限は10万円です。
予算の範囲内の額で交付し、また、1千円未満の端数は切り捨てます。

＼！御注意ください！／

【御確認ください】ランニングコストは補助対象外！（自己負担）

保守や修理、電気代や使用料（電柱等使用時など）、動産保険料等は補助の対象外です。設置後のメンテナンスや画像取り出しの際にも、高所作業・電気工事等の専門家が必要になる場合もあります。あらかじめ、年間のコスト負担等についてよく御検討ください。

※ 関西電力の電柱に設置する場合、関西電力との共架契約において、メンテナンス事業者との保守契約の締結が求められていますので、ランニングコストとして、保守委託料が必要となります。

【精査してください】補助金の交付額は、決定後は増額できません！

この制度は、限りある予算の範囲内で運営しています。補助決定後は、交付予定額の増額には応じられません。設置事業者や設置場所の管理者等と、事前に経費についてよく協議をしてください。

4 防犯カメラの要件等

以下の要件を満たさなければなりません。

- ① 交付申請時に設置されていないこと
- ② **交付申請を行う年度の交付決定後から2月末日までに、京都市内に設置されること**
- ③ 犯罪（不法投棄を除く。）の発生を抑止するため、特定の場所に継続的に設置されるカメラであって、録画機能があること
※ 交通安全、私有財産の管理目的は不可
- ④ 道路、公園、広場その他不特定多数の者が利用する場所を中心に撮影すること
※ 不特定多数の人の出入りが想定されない民家の敷地内、マンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などをもっぱら撮影している場合は対象となりません。
- ⑤ 設置しようとする防犯カメラの設置場所は、過去3年度以内（令和3年度～令和5年度）に本事業により設置した防犯カメラの設置場所から、一定以上離れていること
- ⑥ 設置場所の所有者・管理者等の同意を得ること。また、必要に応じて道路法その他の法令に基づく許可等を受けること
- ⑦ 防犯カメラの設置場所に、補助金の交付を受けるものの名称、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること
- ⑧ 管理等のために一時的に画像を確認する目的等以外に画像の閲覧ができないこと
- ⑨ 京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」（資料2）に基づき、管理運用規程を定める等、適切な管理・運用に努めること
- ⑩ 防犯カメラの設置を完了した日から起算して、少なくとも3年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理すること

※ ①～⑤は、申請書の提出時点で確認します。

※ ⑥は、交付決定後、できるだけ速やかに手続きを行い、許可書等を提出してください。

※ ⑦～⑨は、実績報告書とともに提出いただく写真や管理運用規程等で確認します。

※ ⑩は、交付決定後に誓約書を提出していただきます。

また、機器の仕様については以下の基準を満たすものとしてください。（京都市から特定の機種について、指定・推薦等はいません。）

＜カメラ＞

- ① カメラの有効画素数が200万画素以上であること
- ② 1秒間に1枚以上撮影できること
- ③ 終日（24時間）稼動し、夜間も人物等が特定できる撮影ができること（被写体最低照度0.1ルクス以上、赤外線照射機能付カメラを推奨）

＜レコーダー＞

- ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること
- ② 記録間隔が1秒間に1画面以上であること
- ③ 1280×720画素以上の画像サイズでの記録ができ、USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できる、メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備える機器であること

※ 上記の要件と同等以上と認められるカメラ及びレコーダーについても、これらの要件を満たすものとみなします。

＊〕防犯カメラの種類について〔＊

防犯カメラは、防犯カメラ本体だけでなく、撮影した画像を録画するためのレコーダーが必要です。カメラとレコーダーが一体となったものや、カメラとレコーダーが分離しているものなど、様々な種類の中から、用途、設置場所、設置方法などの条件に適合した機種を選定することが大切です。設置事業者と相談の上で、適切な機種選びに努めてください。

Wi-Fi 対応機種について

今年度から Wi-Fi 対応機種の防犯カメラの導入を可能とします。

⇒ その場合、セキュリティ面を考慮し、実績報告書提出時に Wi-Fi 対応機種導入に係る誓約書（資料3）の提出をお願いします。

【 防犯カメラは、設置＝終了ではありません 】

防犯カメラは、設置後、適切に維持管理されてこそ意義のあるものです。特に、カメラは高所に取り付けられる場合も多く、メンテナンスに特別な知識や資格が必要となる場合もあります。

電柱の使用（共架）契約の際にメンテナンス事業者の選定を求められる場合等もありますので、あらかじめ、事業者とメンテナンス契約を含めて協議するなど、設置後の維持管理に向けて地域団体の中で方針を定めていただき、地域の財産となる防犯カメラを大切に守っていただきますようお願いします。

<補助申請の手続き>

1 申請受付期間

令和7年4月1日（火）～7月18日（金） ※必着

2 提出先

お住まいの地域の各区役所・支所の地域力推進室

3 必要書類

以下の書類を提出してください。

※ 申請書や見積書の団体名及び代表者職名は、団体規約等の正式な団体名で記載してください。

- ① 京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
※ 補助金の現金受取（窓口払い）を希望する場合、補助金受取の通知が申請書の所在地の住所に、代表者名宛てに送付されます。郵便物が届く住所であることをご確認ください。
- ② 見積書（事業総額・経費の内訳が分かるもの）
- ③ 複数事業者から事業提案を受けたことを証する書類（見積書など）
- ④ 防犯カメラ及びレコーダーの仕様が分かる資料（仕様書、カタログなど、カメラの画素数、レコーダーの記録時間記載のもの）
- ⑤ 配置図、付近見取図（防犯カメラ設置住所が記載された地図等）
- ⑥ 防犯カメラの設置場所の現況写真、撮影予定の画角の写真
※ 撮影予定の画角は、道路、公園、広場など不特定多数の人が利用する場所を中心としてください。不特定多数の出入りが想定されない民家の敷地内、マンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などをもっぱら撮影している場合は対象となりません。
- ⑦ 地域団体の規約及び役員名簿
- ⑧ 防犯カメラの設置を地域団体の総会等により決定したことを証する書類（議事録の写し等で、複数名の署名があるもの）
※ 議事録は以下の内容が記載されていることを確認してください。
 - ・総会等の名称（令和7年度〇〇町内会総会、等）
 - ・総会等の開催日、場所
 - ・参加者名（会長〇〇〇〇）や人数（定員役員〇名、出席者〇名）
 - ・防犯カメラの設置を決定した内容
 - ・複数名の署名（自署又は押印）
※ 団体を構成する者の総意を必ず確認してください。（役員会だけの議事録は不可）
※ その他必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

※ 次ページの設置場所に関する同意書等が既に提出可能である場合は、同時に提出してください。
複数業者から事業提案を受けたうち、最も安価な事業提案以外を採用した場合には、その理由を記載した書面を提出してください。



提出される書類によって、団体名が違っているものが散見されます。団体規約等の正式な団体名を見積を依頼する業者等にも、お伝えください。



4 交付先の選定等について

選定については、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」において、各行政区に設置された区推進組織を中心に進め、区役所・支所の意見等を踏まえて補助金を交付する団体を決定します。

9月末までに交付・不交付を決定し、その結果を文書で通知します。（通知は10月に到着する場合があります。）

※ 京都市のホームページ『京都市情報館』においても、公表します。

京都市公式ホームページ『京都市情報館』トップ→

暮らしの情報→安全→報道発表資料・お知らせ→京都市防犯カメラ設置促進補助事業の補助団体の選定について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/11-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

<補助金交付決定後の手続き（設置準備）>

1 設置場所に関する同意書等の作成

補助金交付決定後は、できるだけ速やかに設置場所に関する同意や必要な許可手続きを行い、以下の書類を準備してください。（自治会館等、申請団体が所有する場所に設置する場合は不要です。）

詳しくは、p10～11に許可等が必要な事例を掲げていますので御参照ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯カメラを設置する場所の所有者又は使用権者の同意を得たことを証する書類（写し可）② 防犯カメラの設置に当たり、道路法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可を受けたことを証する書類（写し可） |
|--|

※ 所有者の同意書や許可書、道路占用許可書、公園施設設置許可書、電柱の共架契約書等

2 防犯カメラの管理・運用に向けた準備

補助の条件として「管理運用規程」を定める等、京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」（[資料2](#)）に基づき、プライバシーの保護等に十分配慮した適切な管理・運用に努めていただく必要があります。防犯カメラを稼働させる前に、以下に掲げる事項を含む管理運用規程（[資料4](#)）を、各団体において必ず作成してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 設置目的② 設置場所の所在地（住所）、撮影範囲③ 管理責任者等の指定④ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等画像の安全管理に係る媒体の保管方法、保管期間、消去方法⑤ 画像の利用・閲覧・提供の制限⑥ 苦情等への対応⑦ その他必要な事項⑧ 管理運用規程の施行日（※申請日から設置完了日以前の日付） |
|--|

<申請内容に変更があった場合は・・・>

1 事業内容・経費配分の変更があったとき

事業内容や経費配分について変更するときは、市長の承認が必要となります。必ず事前に相談のうえ、必要に応じて「京都市防犯カメラ設置促進事業補助金変更承認申請書」（第2号様式）を提出してください。また、設置機器や経費について変更があった場合は、変更後（予定）の見積書を提出してください。以下は主な変更例です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当初予定していた設置場所を変更する。② 当初予定していた経費やその配分内容について変更する。③ 代表者や所在地に変更があった。 |
|---|

※ 軽微な変更の場合は申請を要さない場合があります。必ず御相談ください。

※ 経費が増額した場合であっても、補助金の交付額の増額はできません。

2 事業の中止・廃止を行うとき

速やかに御相談ください。「京都市防犯カメラ設置促進事業補助金中止・廃止承認申請書」（第3号様式）の提出が必要です。

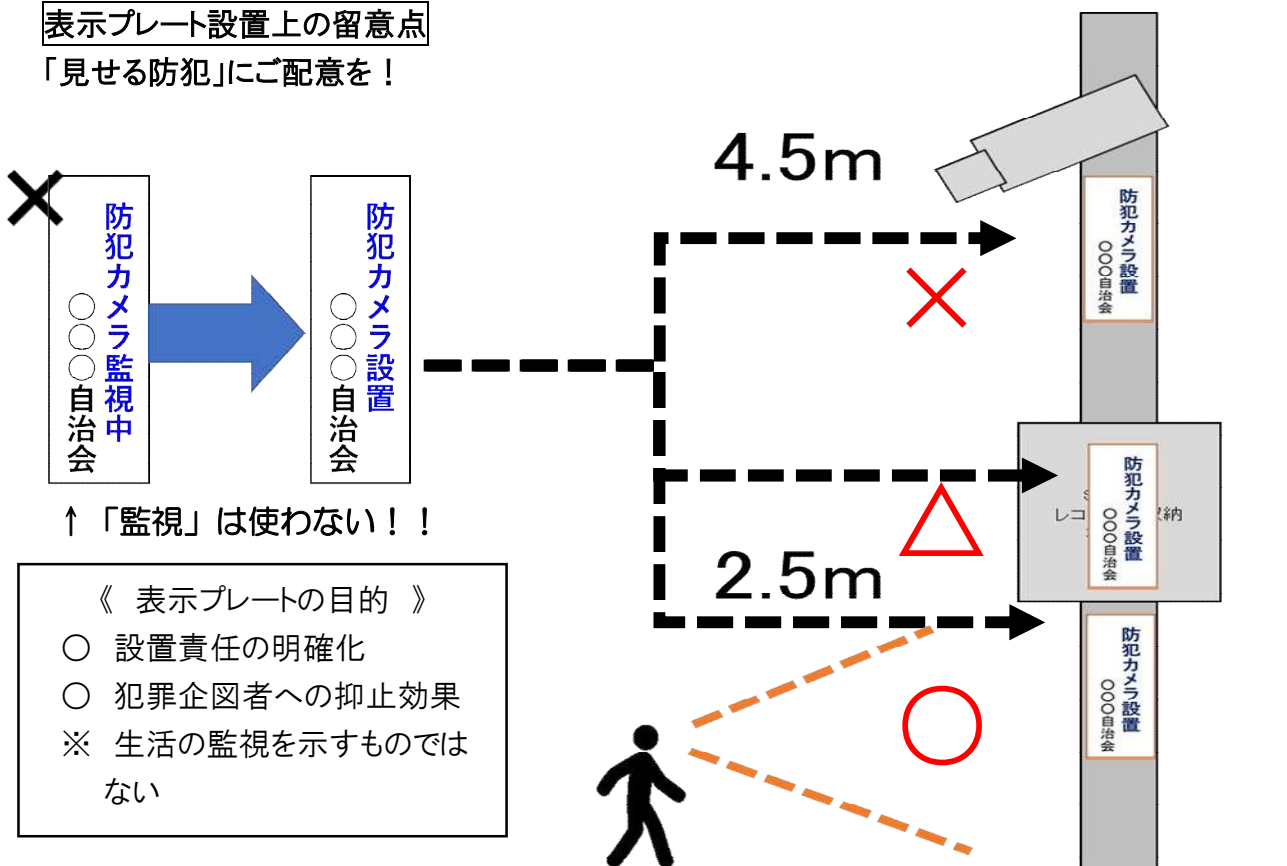
＜防犯カメラ設置時の注意点＞

防犯カメラの撮影を示す**設置者名記載**の看板を、防犯カメラの設置場所付近に適切に取り付けてください。

- ※ 『防犯カメラ設置』『防犯カメラ作動中』などの表現にしてください。
(監視カメラではないため、『監視中』という表現は使うことができません。)
- ※ 看板は、目線の高さなど、すぐ目に入るような分かりやすい位置に設置してください。
- ※ 電柱に防犯カメラを設置された場合、電柱所有者の設置基準により、表示プレートが目線の高さに設置できない場合があります。その場合は、設置基準を遵守し、可能な範囲で、目の付きやすいところに、追加の表示プレートを設置する等の御配慮をお願いいたします。
- ※ 看板には、設置業者名は入れないようお願いいたします。

表示プレート設置上の留意点

「見せる防犯」にご配慮を！



表示プレートは視界に入る位置・高さでの設置を！！

**犯罪を起こそうとしている者に防犯カメラが設置されていることを認識させることが大事！
防犯カメラの存在を表示プレートで積極的にアピールすることで「見せる防犯(※)」に！**

- ※ 「見せる防犯」とは・・・
防犯活動の存在を視覚的に訴えることで犯罪抑止効果を高める取組

設置場所の同意・許可について

防犯カメラは民間所有地に設置することが原則です。ただし、必要な手続や使用料等を支払うことで、道路上や電柱、街灯等の工作物に設置できる場合もあります。

その場合、設置場所に関する同意や許可を得て、同意書の写し等を京都市に提出していただく必要があります。設置事業者とも相談しながら、手続を進めてください。

また、それぞれ個別に許可等の基準が異なりますので、必要に応じて、交付申請の段階で関係機関との事前協議も検討してください。

1 民間所有地等に設置する場合（通常）

所有者（及び使用者）の了解が必要です。話し合いのうえ、了解が得られれば同意書や許可書等を取り交わしてください。（自治会館など、申請団体所有地の場合は不要）

※ 市営住宅敷地に設置する場合

市営住宅の自治会が設置する場合は設置可能な場合があります。詳細は、住宅供給公社調整課（電話：２２３－２７０７）までお問い合わせください。

2 道路上（空中を含む。）に張り出して設置する場合

「道路に突き出してカメラ等を設置する場合」「道路上にある工作物（電柱、街灯等）に設置する場合」など、道路を占用してカメラを設置するときは、当該道路を管理する土木みどり事務所又は京都国道事務所に相談し、必要に応じて、道路法に基づく道路占用許可を受けてください。

※ 別途、占用に関する許可基準等があります。[資料5](#)参照

[京都市公式ホームページ『京都市情報館』](#)

[トップ→まちづくり→道路・河川→道路占用→申請書等様式（道路占用関係）](#)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000195955.html>

3 美観地区、風致地区等の景観規制区域内に設置する場合

設置場所により景観に関する手続が必要な場合があります。事前に『京都市都市計画情報等検索ポータルサイト』で設置場所の規制区域を確認していただき、

○ 風致地区等に設置される場合は、風致保全課（２２２－３４７５）へ

○ 風致地区以外に設置される場合は、景観政策課（２２２－３４７４）へ

お尋ねください。

なお、防犯カメラの付近に設置する「カメラが設置されている旨の表示」については、原則として、「屋外広告物等の表示に関する許可申請」は不要です。

＜届出・協議が必要な事例＞

近景又は遠景デザイン保全区域・・・届出が必要（[資料7](#)建築等届）

地域景観づくり協議地区・・・・・・・・協議が必要

4 既存の工作物（電柱・街灯等）に設置する場合

当該工作物の設置管理者の許可を受けてください。使用料・共架料・調査費用等が発生する場合があります。また、いずれも道路上に張り出す場合は道路占用許可が必要な場合があります。主な事例は以下のとおりです。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 電 柱：関西電力、NTT等の設置事業者 ※共架契約 |
| ② 商店街街路灯：街路灯設置者（商店街事務局等） |
| ③ 市 街 灯：管轄する土木みどり事務所 |
| ④ 公園照明灯：公園を管轄する土木みどり事務所等（市管理の都市公園の場合） |

※ 条件や使用料、許可基準等はそれぞれ異なります。また、必ずしも希望されている工作物に設置できるとは限りません。設置事業者等と連携し、設置管理者との事前協議等により内容について御確認ください。

※ 京都市の都市公園への設置を検討されている場合、必ず補助申請の前に各土木みどり事務所に事前協議してください。（管轄が不明な場合は京都市みどり政策推進室（222-4114）にお尋ねください。）

※ 関西電力・NTTの電柱に設置する場合は、各自電柱の管理者へお問い合わせ願います。
関西電力の電柱に設置する場合は、メンテナンス事業者との保守契約が必要となります。

【関西電力ホームページ】

<https://www.kansai-td.co.jp/application/collocation/equipment-sharing.html>

【NTT ホームページ】

<https://www.ntt-west.co.jp/tenga/camera/1st/>

これらの手続き終了後に防犯カメラを設置し、適切に運用を開始してください。なお、令和8年2月28日までに設置完了する必要がありますので、できる限り速やかな手続きに努めてください。

（設置後 30 日以内の期限にとらわれず、速やかな実績報告書の提出をお願いいたします。）

＼！落とし穴に注意！／

例年、せっかく補助金の交付が決定しても、必要な同意・許可が得られなかったため、やむを得ず当初の計画を変更する事例（※）が見られます。

また、計画の変更に伴い、工事内容や資材等を当初の見込みから変更せざるを得ず、結果、団体の負担が増加してしまうケース等もあります。設置事業者や設置予定場所の管理者等と、事前によく協議をしておくことが重要です。

※ 主な事例

- 電柱の設置基準をクリアするために、当初より工事料金が高くなってしまった。
- 設置予定場所の所有者の同意が得られず、隣家に取付をお願いした。
- 予定していたカメラでは重過ぎて街灯に取り付けられず、機器を変更した。 ...etc

<設置完了後の手続き>

1 実績報告書の提出

設置後30日以内に、以下の書類を提出してください。

実績報告書の内容を精査のうえ、補助金交付額を確定し、通知します。

- ① 京都市防犯カメラ設置促進事業実績報告書（第4号様式）
 - ② 防犯カメラの設置に係る領収書（区役所・支所で原本確認後、写しを提出）
 - ③ 防犯カメラの設置にかかる請求書（区役所・支所で原本確認後、写しを提出）
（事業総額及び申請時に提出した見積書と同様の経費の内訳が分かるもの）
 - ④ 防犯カメラの設置箇所がわかるもの
（地図上に示し、所在地（住所）を記載したもの）
 - ⑤ 防犯カメラ設置後の現況写真
（カメラ本体及び表示プレートの設置状況、録画装置、表示プレート）
 - ⑥ 設置した防犯カメラにより実際に撮影された画像
 - ⑦ 防犯カメラの管理運用規程
- 【提出時に一緒に提出していただく書類】
- 誓約書
 - 設置場所に関する同意書（写し）
 - Wi-Fi 対応機種の導入に係る誓約書（必要な場合）

※ 領収書は原本確認後、返却させていただきます。（写しを京都市で保管します。）

※ 防犯カメラは、不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住宅や個人のプライバシーに配慮する観点から、住宅などの私的な場所が撮影されないように撮影範囲を必要最小限にしておく必要があります。やむを得ず撮影映像に住宅や店舗等が入る場合は、その旨を事前に説明し、同意を得ておくことが必要となります。同意書類の原本は、団体において保管をお願いします。

※ Wi-Fi 対応機種の防犯カメラを設置する場合は、セキュリティ面を考慮し、Wi-Fi 対応機種導入に係る誓約書（資料3）の提出をお願いいたします。

2 誓約書の作成

補助金の交付を受けるに当たり、以下の事項を遵守することを誓約していただきます。

※ 実績報告時に誓約書を提出していただきます。

- ① 防犯カメラの設置後は、京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、適切に管理・運用に努めること
- ② 補助金は、防犯カメラの設置等によりのみ充てるとともに、補助対象経費の5割以上は自ら負担すること
- ③ 設置した防犯カメラについては、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱第11条（※）を遵守すること

※ 京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱第11条

補助団体は、防犯カメラの設置を完了した日から起算して少なくとも3年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

3 補助金の支払いについて（防犯カメラ設置後の請求手続き）

実績報告書の提出後、補助金交付額を書面にて通知します。この際に補助金の『請求書』を同封いたします。補助金の受取には、「団体口座への振込」または「現金での受取（窓口払い）」のどちらかを選択できます。

① 団体口座への振込を希望する場合

振込口座欄に、振込口座をご記入ください。また、以下の資料を提出してください。

○ 振込先口座の名義が分かる資料（通帳の写し）

- ※ 団体口座の代表者名義が現在の代表者となっていることを確認してください。旧代表者名となっている場合は、請求書を提出するまでに名義の変更をお願いします。
- ※ いかなる場合でも、代表者や会計担当者等の「個人口座」への振込はできません。
- ※ 請求書提出後、通常2～3週間で指定の口座に補助金が振り込まれます。振込日の通知はありません。『キョウトシ』名で振り込まれますので、口座をご確認ください。

② 現金での受取（窓口払い）を希望する場合

- ※ 請求書の氏名の横へ押印してください。
- ※ 受取の準備ができましたら、会計室から申請者の所在地に通知が発送されます。申請書に記載の「書類の送付先」に送付することはできませんので、予めご了承ください。受取は、京都市役所会計窓口となります。

＼！概算払も可能です！／（防犯カメラ設置前の請求手続き）

事業実施に当たり、防犯カメラの設置前に事前に補助金を受け取る方法もあります。

この場合、申請書の提出時に担当者にその旨を申し出てください。概算払請求書を提出する場合、工事内容等の変更がないか必ず確認願います。

また、9月末の交付決定以降、補助金申請を受ける際に以下の書類を提出してください。

- ① 京都市防犯カメラ設置促進事業補助金概算払請求書（第5号様式）
- ② 振込先口座の名義が分かる資料（口座振込の場合／通帳の写し等で可）

- ※ 補助金の受取には、「団体口座への振込」または「現金での受取（窓口払い）」のどちらかを選択できます。
- ※ 現金での受取（窓口払い）を希望される場合のみ、請求書への押印が必要です。
- ※ 団体口座の代表者名義が現在の代表者となっていることを確認してください。旧の代表者名となっている場合は、請求書を提出するまでに名義の変更をお願いします。
- ※ 代表者や会計担当者等の「個人口座」への振込はできません。
- ※ 請求書提出後、通常2～3週間で指定の口座に補助金が振り込まれます。振込日の通知はありません。『キョウトシ』名で振り込まれますので、口座をご確認ください。

＜設置後の維持管理のお願い＞

防犯カメラは、犯罪の予防に効果的ですが、不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。

防犯カメラを設置する際は、設置による有用性とプライバシーの保護の調和を図ることが大切であり、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」(資料2)に基づき、管理運用規程を定め、プライバシーの保護のほか、次のような適切な維持管理をお願いします。

- ① 大規模な自然災害後の点検（レンズの方向など）
※台風等の暴風雨、地震、落雷など
- ② 役員、管理責任者等の交代時における確実な引き継ぎ
- ③ 定期的な点検・確認の推奨（設置業者による定期点検等の実施等）

- ・ レンズの方向（画角）の確認
- ・ ＳＤカード等の消耗品の定期的な交換
- ・ カメラの作動状況（画像の記録状況）の確認

※ ネットワークに接続されたパソコンや録画機で防犯カメラの映像を取り扱う場合は、設置事業者に相談の上、適切なセキュリティ対策（パスワードの設定・変更、プログラム更新など）を講じるなどの定期点検をお願いします。

＜おわりに＞

防犯カメラの効果的な設置は、犯罪抑止効果を高めるだけでなく、市民生活の安心安全確保のための重要な手段となります。

防犯カメラの設置について、自治会などで話し合うことが自主防犯への取組の第一歩となります。申請には、多くの準備が必要です。具体的な設置業者や設置場所を決めるなど、早めの準備をお勧めします。「地域の見守りの目」を増やし、持続可能な安心安全の取組の実現に向け、ぜひ御検討ください。

必要な関係書類を添えて、
期日までにお住まいの地域の区役所・支所の
地域力推進室に提出してください。

第 1 号様式(第 6 条関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒 604-0000 京都市中京区〇〇通〇〇下る ▲▲▲▲町11-1	団体名 ▽▽▽学区自治連合会 代表者職・氏名 会長 □□ □□ 電話番号 XXX-XXXX
① 書類送付に必要なため、郵便番号から記載 ② 団体名、代表者職は通称ではなく、規約に記載の正式名称で記載 ③ 補助金の現金受取(窓口払い)を希望する場合、補助金受取の通知が申請書の所在地の住所に代表者名宛てで送付されます。郵便物が届く住所であることをご確認ください。	
書類を添えて申請します。	
設 置 目 的	地域で発生している痴漢等の犯罪防止のため
事 業 総 額	① 円 (税込) 不法投棄、私有財産の管理目的は不可
補助対象経費総額	次頁【各金額確認方法】を参照 ② 円 (税込)
交付申請額・台数	③ 円 設置は 2月末日 までに完了して下さい。
設 置 完 了 時 期	令和6年11月1日 ~ 令和6年12月1日
連 絡 担 当 者	☐ 上記申請者欄と同じ ☒ 下記の者とする 氏 名: ○○○○ 役 職: ▽▽▽学区自治連合会 会長 電話番号: XXX-XXXX 記載された電話番号に今後連絡があります。該当する方にチェックを入れて、上記申請者欄と異なる場合は、記載してください。
書 類 送 付 先	☒ 上記申請者欄と同じ ☐ 下記の者とする 氏 名: 住 所: 〒 記載された宛先に書類を送付します。送付先が上記申請住所と異なる場合は、チェックを入れ、住所、氏名をこの欄に記載してください。
情 報 提 供 に 係 る 同 意	補助金の交付が決定した。について、京都市から京都府警察に情報提供することに ☒ 同意する ☐ 同意しない

※関係書類について、裏面に記載あり

関係書類を確認し、チェックしてください。
(チェック欄は裏面)

関係書類を確認し、チェックしてください。

関係書類

- ☑ 見積書（事業総額及び経費の内訳が分かるもの）
- ☑ 複数事業者から事業提案を受けたことを証する書類（**設置（予定）場所ごとに住所を記載してください。**）
- ☑ 防犯カメラ及びレコーダーの仕様分かる資料（仕様書、カメラの画素数、レコーダーの記録時間記載のもの）
- ☑ 配置図、付近見取図（防犯カメラの設置住所が記載された地図等）
- ☑ 防犯カメラの設置場所の現況写真、撮影予定の画角の写真
- ☑ 地域団体の規約及び役員名簿
- ☑ 防犯カメラの設置を地域団体の総会等により決定したことを証する書類（議事録の写しなどで、複数名の署名があるもの）

※ 次の関係書類は、交付決定後に速やかに提出してください。

- ① 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類
- ② 路法その他の法令に基づく許可等を受けた場合は、当該許可等を受けたことを証する書類

議事録には、総会等が開かれた日時、場所、出席者数を記載

【各金額確認方法】

『事業総額』・・・・・・・・①

見積書の合計金額を税込みで記載

（見積書が複数枚ある場合は、その合計金額を記載します。）

『補助対象経費総額』・・・・・・・・②

見積書の内容に「自立柱の新設に係る費用」や「予備SDカード代」などの対象外経費が含まれている場合、対象外経費の税込の金額を①から差し引いた金額を記載

（対象外経費がない場合は、①と同じ額を記載）

『交付申請額』・・・・・・・・③

ア 補助上限額の確認

設置台数が1台の場合＝100,000円

設置台数が2台の場合＝200,000円

→当てはまる額・・・・・・・・④

イ 補助額の確認

②の補助対象経費総額に補助率2分の1を乗じます。

②×0.5＝_____円・・・・・・・・⑤

※1,000円未満切り捨て

④と⑤を比較して、金額の低い方が交付申請額として記載する金額③になります。

第2号様式(第8条第1項関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	交付申請書と同様に記載してください。	年 月 日
所在地 〒 604-0000 京都市中京区〇〇通〇〇下る ▲▲▲▲町11-1	団体名 ▽▽▽ 学区自治連合会 代表者職・氏名 会長 □□ □□ 電話番号 ×××-××××	

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により補助事業等の（ ☒ 内容の変更、 ☒ 経費等の変更）について、市長等の承認を申請します。	
内 容 の 変 更	補助金の減額決定に伴う設置台数の減台 2台 から 1台に変更
経 費 等 の 変 更	設置台数の減台に伴う事業総額の変更 〇〇〇, 〇〇〇円から〇〇〇, 〇〇〇円(別紙見積書参照)

※ 内容・経費について変更があった場合は、変更（予定）後の見積書を提出してください。

第3号様式(第8条第3項関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金中止・廃止承認申請書

交付申請書と同様に記載してください。

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒 604-0000 京都市中京区〇〇通〇〇下る ▲▲▲▲町11-1	団体名 ▽▽▽学区自治連合会 代表者職・氏名 会長 □□ □□ 電話番号 ×××-××××

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により補助事業等の中止・廃止について、市長等の承認を申請します。

理 由	〇〇の理由により事業を中止したため。
-----	---------------------------

必要な関係書類を添えて、
設置終了後 30 日以内に提出してください。

京都市防犯カメラ設置促進事業実績報告書

(宛先) 京都市長	交付申請書と同様に記載してください。	年 月 日
所在地 〒 604-0000 京都市中京区〇〇通〇〇下る ▲▲▲▲町11-1	団体名 ▽▽▽ 学区自治連合会 代表者職・氏名 会長 □□ □□ 電話番号 ×××-××××	

京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条に基づき、		台数の減台等、変更承認申請をした場合は、変更承認日も記載
書類を添えて報告します。		
交付決定通知日	令和6年 9 月 〇 日 (変更承認日 ● 月 ● 日)	
事業総額	370,000 円 (税込)	
補助対象経費総額	356,000 円 (税込)	
交付決定額・台数	178,000 円 (2 台)	
設置完了時期	令和6年 11 月 11 日	
設置場所	住所	(1) 京都市 中京区〇〇通〇〇下る▲▲町11番地1 (2) 京都市 中京区〇〇通〇〇下る▲▲町12番地1

関係書類

関係書類を確認し、チェックしてください。

- ☒ 防犯カメラの設置に係る領収書 (原本)
(原本は実績の確認の後、返却します。)
- ☒ 請求書 (事業総額及び経費の内訳が分かるもの)
- ☒ 防犯カメラの設置箇所がわかるもの (地図上に示し、住所を記載したもの)
- ☒ 防犯カメラ設置後の現況写真 (カメラ、録画装置及び防犯カメラの撮影を示す設置者名記載の看板など)
- ☒ 撮影された画像
- ☒ 防犯カメラの管理運用規程

住所は可能な限り番地まで正確に記載

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒 604-0000 京都市中京区〇〇通〇〇下る ▲▲▲▲町11-	団体名 ▽▽▽ 学区自治連合会 代表者職・氏名 会長 □□ □□ 電話番号 ×××-××××
押印不要 (※窓口受取は要押印)	
交付申請書に記載した住所、申請者名と一字一句同じになるよう記載 場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。↑	

京都市補助金等の交付等に関する条例第 2 1 条第 2 項の規定により、補助金の概算払を請求します。	
交付決定通知日	令和 6 年 9 月 〇 日
交付予定額	¥ 178,000 円
補助金の請求額	¥ 178,000 円

☐ 団体の口座がなく、市役所会

※ 窓口受取を希望する場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。

どちらかを選択して✔

☒ 以下の口座への振込みを希望します。

振 込 口 座	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
	××××銀行	京都支店	☒ 普通 (総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	1234567
	口座名義 (フリガナ)	▽▽▽ ガックジチレンゴウカイ カイチョウ □□ □□□		
	口座名義 (漢字等)	▽▽▽ 学区自治連合会 会長 □□ □□□		

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入し

※

し

<注意>

原則、地域団体名義の口座である必要があります (会長の個人口座は振込不可)。振込可能な口座かどうか分からない場合、各区役所へ御相談ください。

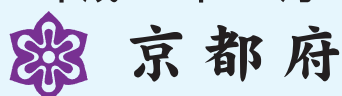
(例) 〇〇町内会・・・・・・・・・・・・・振込可

〇〇町内会 会長 京都太郎・・・・振込可

京都太郎 (会長の名前のみ)・・・・振込不可

防犯カメラの 管理・運用に関する ガイドライン

平成18年12月



はじめに

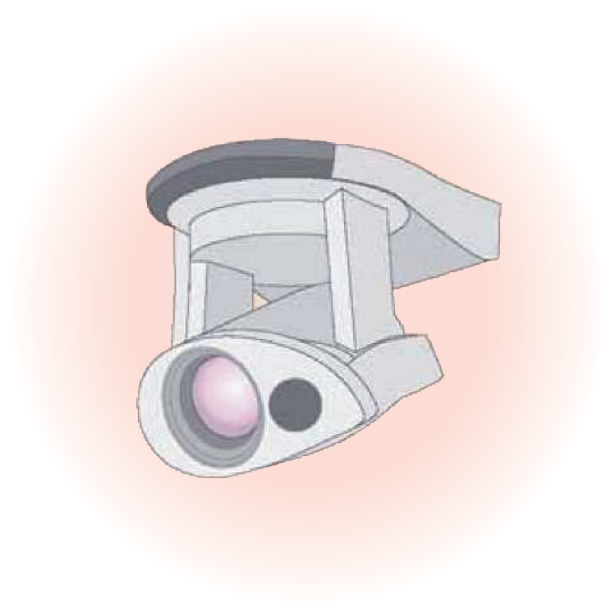
■ ガイドライン策定の目的

京都府では、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年12月24日京都府条例第42号）や、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画に基づき、施設等における防犯性の向上による安心・安全なまちづくりを推進しています。

その中で、犯罪防止のため、施設等において防犯カメラの設置が進められていますが、防犯カメラについては、プライバシーなどの人権が侵害されるのではないかと不安を感じる人もいます。

そのため、防犯カメラの設置に当たっては、適切な手続きにより管理・運用が行われる必要があります。

そこで、京都府では、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図るため、防犯カメラの適切な管理・運用に関するガイドラインを策定しました。



ガイドラインの対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラとします。

1 防犯カメラの設置目的

主として犯罪の防止を目的とするカメラとします。

施設の利用状況、混雑程度の把握等を主目的とし、犯罪の防止を副次目的とする場合を含みます。

※設備や装置等の管理、学術研究、報道を主目的とするカメラは対象となりません。

2 防犯カメラの設置場所

次の場所などに設置し、不特定多数の人を撮影するカメラとします。

- 「道路」、「公園・広場」
- 「商店街・繁華街」、「地下街・駅などの自由通路」
- 「金融機関」、「小売店・百貨店・複合施設などの商業施設」
- 「劇場・映画館」、「スポーツ・レジャー施設」
- 「ホテル・旅館」
- 「駐車場」
- 「病院」
- 「社寺」 など

※不特定多数の人の出入りが想定されないマンション、アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などをもっぱら撮影している場合は対象となりません。

3 装置

画像撮影装置のほか、ビデオ、DVD、ハードディスクなど画像を記録し、表示する機能を備えたカメラとします。

※画像記録機能を備えていないカメラは対象となりません。

防犯カメラの管理・運用に関して配慮すべき事項

1 防犯カメラの設置場所・撮影範囲

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

そこで、防犯カメラを設置・運用するに当たっては、不必要な撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にしておくこととします。

2 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラの設置者は、誰にでもわかるように、建物や施設の出入り口など設置区域内の見やすい場所に、設置者の名称・連絡先や防犯カメラを設置していることを表示することとします。

3 防犯カメラ管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、適切な画像の取扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定することとします。

4 防犯カメラ設置者・管理責任者が守るべきこと

防犯カメラの設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めることとします。

- ① 適切に画像を取扱うこと。
- ② 知り得た情報を漏えいしたり、不当な使用をしないこと。
なお、設置者等でなくなった後においても同様とします。
- ③ 管理に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、または不当な使用をしないよう必要な措置をとること。
- ④ その他、適切な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

※設置者は、画像の管理を他の事業者へ委託する場合は、規程を定めるなど、委託業者に適切な管理をさせることとします。

5 防犯カメラにより撮影された画像の適正管理・保管期間など

記録媒体の小型化、大容量化が進む中で、画像のコピーや持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要となっています。

そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- ① 記録した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- ② 画像を記録したビデオテープ、DVDなどは、保管庫に施錠して保管すること。
- ③ 画像記録装置の取扱いに際しては、部屋の施錠や関係者以外の立入り・使用制限をするなど、安全管理対策を万全にしておくこと。
- ④ 画像の外部持ち出しを禁止すること。
- ⑤ 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。
※プライバシーの保護や安全管理のため、画像の保管はできるだけ短期間とし、「最大1箇月以内」とすることが望まれます。
- ⑥ 保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、媒体を廃棄する場合は、破砕するなど、画像が読み取れない状態にすること。

6 防犯カメラの画像の利用・提供の制限

防犯カメラで撮影された画像については、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧・提供を禁止することとします。

1 法令に基づく場合

「法令に基づく場合」とは、裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合などをいいます。

ただし、画像を複写して提供する場合は、原則として裁判官が発する令状によることとします。

2 府民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

「府民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合」とは、事件発生直後における緊急の犯罪捜査や、行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

また、設置者等は、他の者に画像を閲覧・提供する場合には、その必要性を慎重に検討するとともに、画像の閲覧・提供に当たっては、提供日時、提供先、提供の目的・理由、画像の内容などを記録しておくこととします。

※画像から識別される特定の人が、その本人の申し出により画像を提供する場合は、他の人の画像が見えないように配慮し、できる限り応じることとします。

7 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

8 防犯カメラ管理・運用規程の策定

設置者等は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、次の事項を盛り込んだ管理・運用規程を定めることとします。

- ① 設置目的
- ② 設置場所、撮影範囲
- ③ 管理責任者の指定
- ④ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保管期間、消去方法
- ⑤ 画像の利用・提供の制限
- ⑥ 苦情処理
- ⑦ その他必要な事項

〇〇商店街防犯カメラ運用規程

- 1.設置目的
- 2.設置場所
- 3.管理責任者
- 4.

9 その他

(1) ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しすることとします。

(2) ガイドラインの活用

犯罪防止目的のカメラ以外であっても、不特定多数の人を撮影している可能性がありますので、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮をすることとします。

おわりに

このガイドラインは、犯罪を防止するという防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護の調和を図るため、防犯カメラの適切な管理・運用に配慮しなければならない最低限の事項をまとめたものです。

防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている皆さん方にあっては、プライバシーなどの人権を十分に配慮しつつ、このガイドラインを参考にしながらそれぞれの利用目的や利用形態に沿った適切な管理・運用に努めていただき、犯罪のない安心・安全な京都を目指していきましょう。

※すでに京都府内で防犯カメラを設置している商店街などでは、適切な管理・運用規程を定めて運用しているところもあります。

京都府（府民生活部安心・安全まちづくり推進課）では、管理・運用規程の参考例の情報を提供しています。



京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL 075-414-5079 FAX 075-414-4255
E-mail anshinmachi@pref.kyoto.lg.jp

この誓約書はあくまでもひな型、一例です。セキュリティ面に考慮して各団体で作成ください。

京都市長 様

Wi-Fi 対応機種導入に係る誓約書

Wi-Fi 対応機種の防犯カメラを導入するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 初期設定時に、管理責任者及び副監理責任者に限定して画像の閲覧、提供することが可能となるよう、パスワードの設定を行い、パスワード管理を徹底します。
- 2 管理責任者及び副管理責任者は作成した「防犯カメラの管理及び運用に関する規定」を遵守します。
- 3 管理責任者及び副監理責任者が交代するときは、パスワード等を変更しセキュリティ対策を講じます。

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

この規程はあくまでもひな型、一例です。ガイドラインを踏まえ、各団体の規程を作成してください。

(地域団体名) 防犯カメラの管理及び運用に関する規程 (ひな型)

(設置目的)

第1条 この規程は、(地域団体名) が地域の犯罪を抑止することを目的として設置する防犯カメラの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所、撮影範囲)

第2条 防犯カメラの設置場所は、次に掲げる場所とする (別記のとおり)。

- (1) 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地付近
- (2) 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地付近
- 2 防犯カメラの設置に当たっては、設置目的を明確にするとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 防犯カメラの設置台数は、設置目的を達成するために必要な最少の台数とすること。
 - (2) 防犯カメラによる撮影範囲は、設置目的を達成するために必要な最小限の範囲とし、道路、公園、広場その他不特定多数の者が利用する場所を中心に撮影するものとする。
 - (3) 防犯カメラ設置区域内の見やすい場所に、補助金の交付を受けるものの名称及び防犯カメラを設置している旨を明確かつ適切な方法で表示すること。

(管理責任者及び副管理責任者の指定)

第3条 (地域団体名) は、防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者及び副管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、(氏名) とする。
- 3 副管理責任者は、管理責任者に事故があるときにその事務を行うこととし、(氏名) とする。

(画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等、画像の安全管理にかかる媒体の保管方法、保管期間及び消去方法)

第4条 管理責任者 (副管理責任者及び管理に従事する者を含む。以下、同じ。) は、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など、画像の安全管理を図るため、次の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 知り得た情報を漏えいや不当な使用をしないこと。
- (2) 記録した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (3) 画像を記録した記録媒体などは、保管庫に施錠をして保管すること。
- (4) 不必要な画像の外部持ち出しを禁止すること。
- (5) 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限とすること。
- (6) 保管期間が終了した画像は、復元不能となるように確実に消去し、記録媒体を廃棄する場合は、破壊するなど、画像が読み取れない状態にすること。

(画像の利用、閲覧及び提供の制限)

第5条 管理責任者は、犯罪発生の確認及び管理上必要な場合を除き、画像データを自ら利用してはならない。

- 2 管理責任者は、次のいずれかに該当する場合を除き、画像データを外部に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく請求があった場合
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと管理責任者が認める場合
 - (3) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合（ただし、本人以外の者が記録されている場合は、当該人の同意を得るか、本人以外を画像処理等により見えないようにするよう配慮すること。）
- 3 画像の閲覧、提供に当たっては、別添の様式により、提供日時、提供先、提供の目的、理由、画像の内容等を記録することとする。
- 4 画像の利用、提供にかかる費用は（地域団体名）が負担する。ただし、第2項の規定により画像を提供する場合であって、特別な理由により提供を受ける者が負担を申し出たときは、この限りではない。

（苦情等への対応）

第6条 管理責任者は、防犯カメラの運用等に関する苦情や問い合わせを受けた時は、適切に対応しなければならない。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

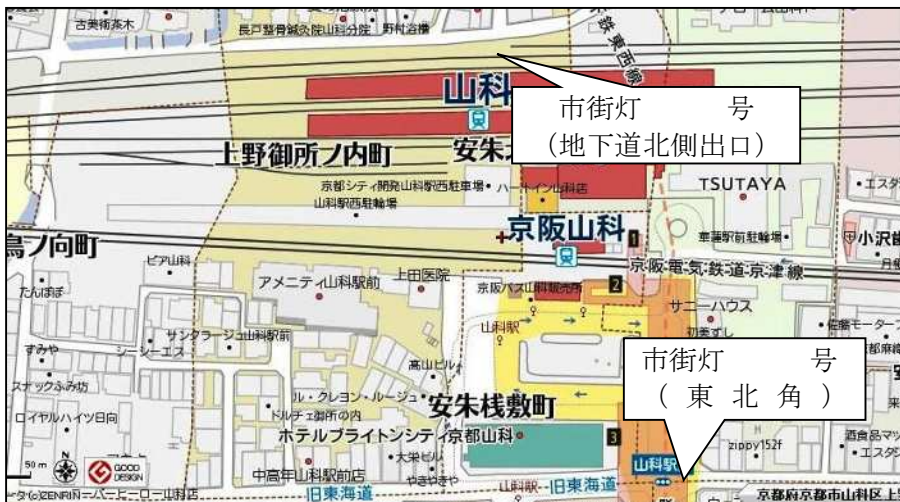
附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

別記(1)



別記(2)



(別添様式) 防犯カメラ管理記録表

※ 画像の閲覧、提供等に当たり、必ず記入すること。

記 入 年 月 日	年 月 日	
内 容	画像の閲覧 ・ 画像の提供 ・ その他（具体的に： ）	
閲覧・提供日	年 月 日	
閲覧・提供理由	理 由	備考・補足
	☐ 機器のメンテナンス等	
	☐ 法令に基づく請求	
	☐ 緊急時等	
閲覧・提供理由	☐ 本人同意又は本人提供	
	閲覧者・提供先 (可能な限り自筆)	
	(住所・氏名・連絡先等)	
	(その他)	
管 理 責 任 者	月 日記入	
	印	

記 入 年 月 日	年 月 日	
内 容	画像の閲覧 ・ 画像の提供 ・ その他（具体的に： ）	
閲覧・提供日	年 月 日	
閲覧・提供理由	理 由	備考・補足
	☐ 機器のメンテナンス等	
	☐ 法令に基づく請求	
	☐ 緊急時等	
閲覧・提供理由	☐ 本人同意又は本人提供	
	閲覧者・提供先 (可能な限り自筆)	
	(住所・氏名・連絡先等)	
	(その他)	
管 理 責 任 者	月 日記入	
	印	

詳細は、京都市情報館の「道路占用」を参照してください。

資料5

様式道占1-1

長 期 ・ 短 期 ・ 掘 削
申請番号
受付 ・ ・

許可申請書
道路占用協議

第 年 有		ページ	
第 回		No.	
年間工事調整部会提出		対図番号	
新規	変更	(番号)	第 号
		年 月 日	年 月 日

(宛先)
京都市

〒
住所

氏名

印

担当者

電 話

E-mail

第12条 第35条 道路法 の規定により 許可申請 します。
協議

占用の目的					
占用の場所	路線名			車 道	歩 道
	場 所	その他			
占用物件	名	称	規	模	数
					量
占用の期間	許可日・回答日 年 月 日 から		間	占用物件 の 構 造	申請書添付図面のとおり
	年 月 日 まで				
工事の期間	許可日・回答日 年 月 日 から		間	工事实施 の 方 法	開 削 ・ 推 進 市委託 本人直営 請負 事業者名 連絡先
	年 月 日 まで				
道路の 復旧方法	貴 市 条 件 の と お り		添付書類		
備 考	掘削面積	延長	m	幅	m
	現 場 責任者	住 所	面積 m ²		
		氏 名			電 話

記載要領

- 「許可申請 協議」、第32条 及び 「許可を申請 協議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 新規 変更 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 氏名欄の記載を申請者（申請者が法人である場合は代表者）が自署で行う場合は、押印を省略することができる。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

添付書類

- 新設及び数量変更の場合－位置図、平面図、縦横断面図、構造図、系統図（配管図）、ガス事業者等との協議書、立面図、その他指示する図書 以上各2部（1年以上の占用は各3部）
- 工事変更等の場合－位置図、前回許可証写し、変更理由書その他指示する図書 以上各1部

その他

- 図面中、変更後のものは赤で、変更前のものは黄で記入すること。

道路占用許可申請書

新規	変更	(前回許可番号)	第	号	
		年	月	日	
		① 令和 7 年 9 月 1 日			

(あて先)
京都市

② 西部土木事務所長

③ 〒 604-8571
住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町489番地
氏名 御池町内会 会長 寺町一郎
④ 担当者 事務局長 河原太郎
電 話 075-222-3564
E-mail dourokasen@city.kyoto.lg.jp

第32条 第35条 の規定により 許可を申請 します。
道路法 第35条 協 議

占用の目的	⑤ 町内における路上での犯罪防止のため。		
占用の場所	路線名	⑥ 御池通	
	場 所	⑦ 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 1 先	
占用物件	⑧ 名 称	⑨ 規 模	⑩ 数 量
	防犯カメラ (録画装置内蔵カメラ)	88(W)×101.5(H)×306.5(L)mm 重量：1.37kg	5台
⑪ 占用の期間	許可日・回答日 令和 7 年 9 月 15 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	占用物件 の 構 造	申 請 書 添 付 図 面 の と お り
⑫ 工事の期間	許可日・回答日 令和 7 年 9 月 15 日 から 令和 7 年 9 月 15 日 まで	⑬ 工実施 の 方 法	開 削 ・ 推 進 市委託 本人直営 請負 事業者名 河原町土木株式会社 連絡先 075-222-2222
道 路 の 復旧方法	貴 市 条 件 の と お り	⑭ 添付書類	位置図、現況写真、設置立面図、構造図、添加元物件管理者承諾書、合意議決書、管理運用規程
⑮ 備 考	住 所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町489番地 氏 名 株式会社押小路電設 工事課 御池太郎 電 話 075-213-0167		

記載要領

- 「許可申請協 議」、 「第32条 第37条」 及び 「許可を申請 協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- ① 新規 変更 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- ② 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- ③ 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- ④ 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- ⑤ 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

添付書類

- ① 新設及び数量変更の場合－位置図、平面図、縦横断面図、構造図、系統図（配管図）、ガス事業者等との協議書、立面図、その他指示する図書 以上各2部（1年以上の占用は各3部）
- ② 工事変更等の場合－位置図、前回許可証写し、変更理由書その他指示する図書 以上各1部
- その他
- ① 図面中、変更後のものは赤で、変更前のものは黄で記入すること。

道路占用許可申請書の確認事項

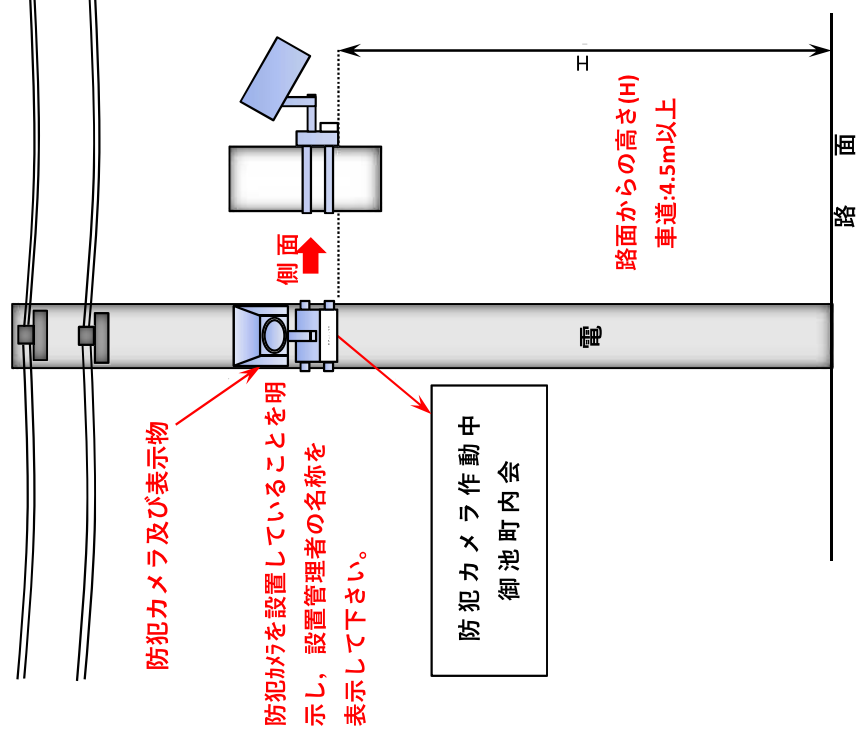
- ❶ 申請書の提出日を記載してください。
- ❷ 占用物件の設置場所を管轄する土木事務所名を記載してください。
管轄の土木事務所は、京都市情報館で御確認ください。
[京都市情報館＞まちづくり＞道路・河川＞維持管理＞土木事務所の紹介＞土木管理課の紹介](#)
- ❸ 記名ください（押印不要）。法人の場合は、代表者名を記載してください。
代表者以外からの申請の場合は、委任状等で権限を確認させていただく場合があります。
- ❹ 役職等がある場合は、担当者名だけではなく、所属名を記載してください。
メールアドレスがない場合は、E-mail欄は空欄のままで結構です。
- ❺ 設置目的を具体的に記載してください。
- ❻ 占用物件を設置する路線名を記載し、設置場所の道路形態を選択してください。
路線名は、京都市認定路線網図提供システムで御確認ください。
[京都市認定路線網図提供システム](#)
- ❼ 占用場所は○番地先まで記載してください。
占用が2つの以上の番地に渡る場合は、起点と終点を記載してください。
- ❽ 防犯カメラの物件名を記載してください。
- ❾ 防犯カメラの寸法、重量を記載してください。
- ❿ 防犯カメラの道路上への設置台数を記載してください。
- ⓫ 占用の期間は、許可日を○で囲むか又は占用の開始予定日を記載してください。
占用の終期が決まっていない場合は、所定の更新期日までの許可となります。
所定の更新期日が不明な場合は、空欄のままにするか、申請先の土木事務所に御確認ください。
- ⓬ 工事の期間は、防犯カメラの設置工事に要する期間を記載してください。
工事の期間は、占用の期間内で設定してください。
- ⓭ 道路を掘削する必要がない場合は、「開削・推進」を選択する必要はありません。
請負工事の場合は、括弧内に工事を実施する業者名を記載してください。
連絡先欄には、請負事業者の電話番号等を記載してください。
- ⓮ 添付書類を記載しきれない場合は、「別添のとおり」と記載してください。
添付書類は、位置図、設置箇所の現況写真、設置立面図、防犯カメラの構造図、防犯カメラの添架元となる電柱管理者（NTT、関西電力）の承諾書、防犯カメラの設置について住民合意を示す議決書類、防犯カメラ管理運用規程を各3部提出してください。
景観規制区域内に防犯カメラを設置する場合は、構造及び規模によって、別途景観手続が必要な場合があります。詳細については、都市計画局都市景観部景観政策課又は風致保全課に御確認ください。
[京都市情報館＞まちづくり＞景観＞手続き・窓口＞建築物等＞手続き](#)
- ⓯ 現場の措置をする権限を有する者の連絡先を記載してください。

※ 御不明な点は、申請先の土木事務所にお問い合わせください。

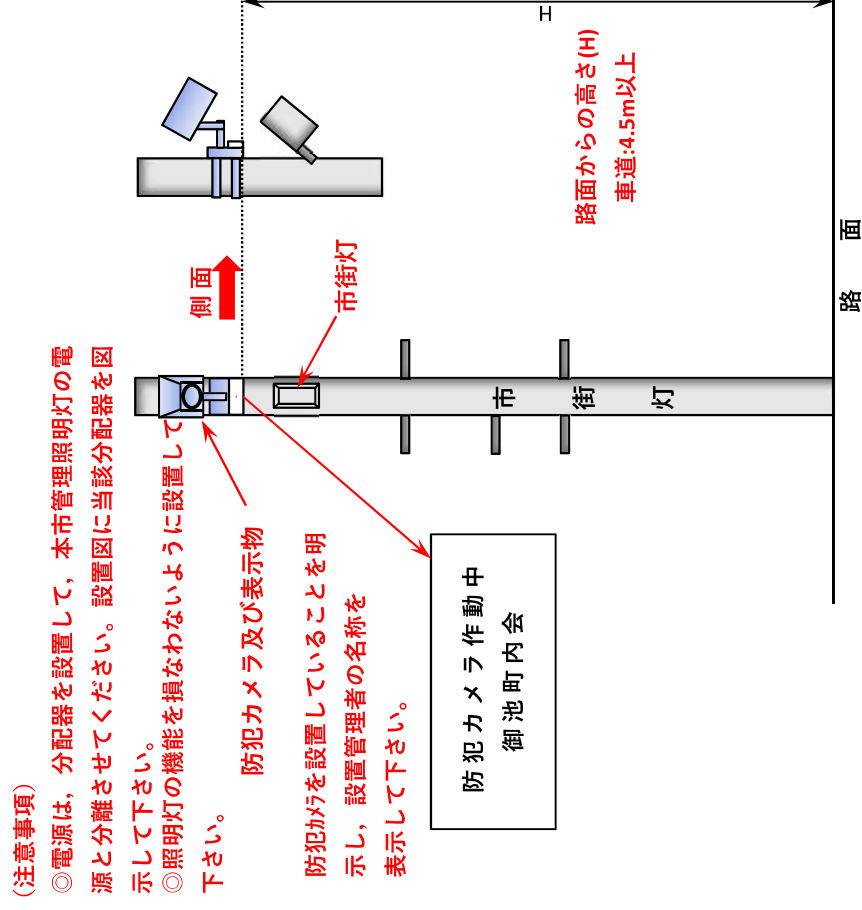
景観規制区域内に防犯カメラを設置する場合は、別途景観手続が必要な場合がありますので、都市計画局都市景観部景観政策課又は風致保全課に事前に御確認ください。

防犯カメラ設置立面図（例）

防犯カメラ設置立面図（電柱設置例）



防犯カメラ設置立面図（市街灯設置例）



（注意事項）

- ◎電源は、分配器を設置して、本市管理照明灯の電源と分離させてください。設置図に当該分配器を図示して下さい。
- ◎照明灯の機能を損なわないように設置して下さい。

防犯カメラ及び表示物

公園内に防犯カメラを設置される場合は…

公園管理者からお願い

京都市建設局の所管する公園では、都市公園法第5条に基づき許可を受けていただいたうえで、防犯カメラを設置していただくことになりますが、公園内での防犯カメラの設置を円滑に進めるため、以下の内容に気をつけてご検討ください。

また、「京都市防犯カメラ設置促進補助事業にかかる申請」を行う前に、当該公園を管理する事務所へ必ず事前相談をお願いします。

チェックポイント

1. 設置位置 地下埋設物と樹木に気をつけて！

公園内には、上下水道・電気等の施設が埋設されています。カメラの支柱は、地下埋設物を避けて設置してください。また、設置位置によっては、公園の樹木がカメラに映り込むことがあります。防犯カメラ設置のための公園樹木の剪定・伐採は行っておりませんので、樹木の配置状況を考慮して、設置位置を決定してください。

2. 設置方法等

○柱を新設される場合（原則、新設を検討してください）

防犯カメラ設置用の柱が、風で倒れることのないよう基礎の検討を行ってください。

○公園照明灯等に取り付けられる場合

設置により、照明灯等の柱の安全が確保できるか事前に当該公園を管理する事務所に相談してください。柱の状況等により、取付けをお断りする場合があります。また、公園照明灯等を更新する場合は、設置者の負担で防犯カメラの撤去又は移設を行っていただきます。

3. 手続きについて

公園内に防犯カメラを設置される場合は「京都市防犯カメラ設置促進補助事業にかかる申請」とは別に、「公園施設設置許可申請」及び「使用料減免申請」が必要となります。まずはお電話で御相談ください。

【申請書添付資料】

- ・設置箇所図
- ・防犯カメラ及び柱（基礎含む）の仕様がわかるもの
- ・防犯カメラの管理運用規定（案）
- ・防犯カメラの設置に係る公園愛護協力会及び町内会の同意書

※防犯カメラに近隣住宅が映り込む場合は、事前に同意を得てください（同意書等は不要です）

各土木みどり事務所の連絡先（市外局番は075）

北区・上京区	北部土木みどり事務所	492-3111
左京区（花脊・久多・広河原除く）	左京土木みどり事務所	791-9134
東山区・山科区	東部土木みどり事務所	591-0013
下京区・南区	南部土木みどり事務所	691-3158
中京区・右京区（京北除く）	西部土木みどり事務所	871-6721
西京区	西京土木みどり事務所	392-9260
伏見	伏見土木みどり事務所	611-5371
右京京北、左京区花脊・久多・広河原	京北・左京山間部土木みどり事務所	852-1819

京都市建設局所管の都市公園内における防犯カメラの設置許可基準

公園は幅広い機能と役割を持つ貴重なオープンスペースであり、公園施設の設置は、公園の利用及び管理上必要なもの若しくはその機能を増進させるものに限り認められる。

公園内の防犯カメラについて、一定の要件を満たすものは都市公園の安心・安全な利用環境の保全に寄与することから、都市公園法施行令第5条第7項で定める管理施設の「その他これらに類するもの」に該当し、設置を許可することができるものとし、その設置許可基準について、下記のとおり定めるものである。

記

防犯カメラの設置については、以下の要件を全て満たすものに限り、許可することができる。

- 1 公園における犯罪の抑止等、安心・安全な利用環境を保つ目的で設置するものであること。
- 2 京都府の「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」（平成18年12月策定）の内容に適合していること。
- 3 設置者は、その公園のある地域の自治連合会・町内会等の団体若しくは行政機関であること。
- 4 当該公園内の町内及び公園外で設置箇所に隣接する町内について、設置に係る町内会の同意があること。
また、公園愛護協力が結成されている公園については、同会の同意が得られること。
- 5 設置に当たっては、原則として当該カメラ専用の柱を新設すること。設置物については、風圧その他の外力に対して十分な強度を有する構造であること。
- 6 設置、維持管理、撤去等に要する一切の費用は設置者が負担すること。
- 7 防犯カメラに係る維持管理や事故等の対応は、設置者が責任を持って行うこと。

附 則

- 1 この基準は、平成24年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和4年3月15日から施行する。

(宛 先) 京 都 市 長				年 月 日					
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー					
京都市眺望景観創生条例第11条第1項の規定により届け出ます。									
眺望景観保全地域の名称			区域の種別		□近景デザイン保全区域 □遠景デザイン保全区域				
敷 地	地名及び地番		京都市 区						
	敷 地 面 積		平方メートル						
行 為 の 対 象			□建築物 □工作物						
行 為 の 種 別			□新築又は新設 □増築 □改築 □移転 □色彩の変更 □外観を変更することとなる修繕 □外観を変更することとなる模様替え						
建 築 主			住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）						
			氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー						
設 計 者			住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）						
			氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）			資格 級建築士 登録第 号			
			建築士事務所名 電話 ー			登録 級建築士事務所 知事登録第 号			
工 事 監 理 者			住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）						
			氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）			資格 級建築士 登録第 号			
			建築士事務所名 電話 ー			登録 級建築士事務所 知事登録第 号			
工 事 施 工 者			住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）						
			氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー			□国土交通大臣 □知 事 許可（ ）第 号			
建 築 物 等 の 概 要	建 築 物				工 作 物				
		届 出 部 分	届 出 以 外 の 部	合 計		届 出 部 分	届 出 以 外 の 部	合 計	
	種類及び用途				自 動 販 売 機	台 数	台	台	
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	色 彩				
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	そ の 他 の 工 作 物	種 類 及 び 用 途			
	建築物の高さ	m	m	m		水 平 投 影 積	m ²	m ²	m ²
	構 造	(階)	(階)			高 さ	m	m	m
						最 上 部 の 高 さ	m	m	
	屋 根	形 状				仕 上 材 料			
		色 彩			色 彩				
		外 壁	形 状						
	仕 上 材 料								
	色 彩								
着工予定年月日		年 月 日		完了予定年月日		年 月 日			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第5号様式（第6条関係）

建 築 等 届

提出日を記入してください。

眺望景観保全地域の
番号を記入してくだ
さい。

観創生条例第11条第1項本文の規定により届け出ます。

該当区域にチェ
ックを入れてく
ださい。届出者と建築主は
同じ方の氏名を記
入してください。建築物を新築する場合での申
請ではチェック場所はここに
なります。建築等に係る設計および工事
監理をされる方の氏名と、建
築士事務所名や会社名を記入
してください。

(宛先) 京 都 市 長				〇〇年 〇〇月 〇〇日					
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番				届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 景観 空三郎 電話 〇〇〇-〇〇〇- 〇〇〇〇					
眺望景観保全地域の名称 〇〇, 〇〇									
敷 地		地名及び地番 京都市 〇〇 区 〇〇町〇〇番		区域の種別		☒ 近景デザイン保全区域 ☒ 遠景デザイン保全区域			
敷 地 面 積		〇〇平方メートル							
行 為 の 対 象		☒ 建築物 ☐ 工作物							
行 為 の 種 別		☒ 新築又は新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 色彩の変更 ☐ 外観を変更することとなる修繕 ☐ 外観を変更することとなる模様替え							
建 築 主		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 景観 空三郎 電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇							
設 計 者		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都 花子 資格 一 級建築士 登録第 〇〇〇〇〇 号 建築士事務所名 〇〇〇〇建築株式会社 電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇 登録 一 級建築士事務所 京都府 知事登録第 〇〇〇〇〇 号							
工 事 監 理 者		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都 花子 資格 一 級建築士 登録第 〇〇〇〇〇 号 建築士事務所名 〇〇〇〇建築株式会社 電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇 登録 一 級建築士事務所 京都府 知事登録第 〇〇〇〇〇 号							
工 事 施 工 者		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇〇 国土交通大臣 知 事 許可（般）第〇〇〇 号							
建 築 物 等 の 概 要		建 築 物				面積等をご確認のうえ記入をお願いします。 （合計欄もお忘れなく）		物	
		種 類 及 び 用 途		届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計	自 動 販 売 機	台 数	台
		建 築 面 積		〇㎡	㎡	〇㎡	色 彩	台	台
		延 べ 面 積		〇㎡	㎡	〇㎡	種 類 及 び 用 途	台	台
		建 築 物 の 高 さ		〇m	m	〇m	そ の 他 の 工 作	台	台
		構 造		例：木造（3階）	（ 階）		高 さ	メートル	メートル
		形 状		例：切妻			最 上 部 の 高 さ	メートル	メートル
		屋根		仕上材料 例：鋼板	仕上げ等をご確認 のうえ、記入してく ださい。		仕 上 材 料		
		色 彩		例：黒色			色 彩		
		外 壁		形 状 例：大壁			太陽光発電装置 水平投影面積 色彩		
仕上材料 例：サイディング				エネファーム 高さは：〇. 〇〇m 色：シルバー					
色 彩 例：ベージュ									
着 工 予 定 年 月 日		〇〇年 〇〇月 〇〇日		完了予定年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日			

注 該当する口には、レ印を記入してください。

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域団体が犯罪の抑止を目的として防犯カメラを設置する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て備える自治会、町内会、その他地域住民の組織する団体（以下「地域団体」という。）で、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること。
- (4) 規約や代表者を定めていること。

2 申請年度の前年度から起算して、過去3年度以内に本事業による補助金の交付を受けた地域団体は、補助金の交付を受けることができない。ただし、公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、この限りでない。

3 新設しようとする防犯カメラの設置場所は、同一学区内で過去3年度以内に本事業により設置した防犯カメラの設置場所から、一定以上離れていなければならない。ただし、公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合は、この限りでない。

(交付の対象経費等)

第3条 補助金は、地域団体が行う防犯カメラを設置する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) カメラ、モニター、録画装置、中継器その他の防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費（保守、修理、電気料金などの維持管理費及び振込手数料その他市長が不適当と認める経費を除く。）
- (2) 前号に掲げる機器の取付けに係る経費（自立柱の新設に係る経費を除く。）
- (3) 防犯カメラが設置されている旨を表示するために要する経費

2 補助金は、一つの地域団体につき2台を上限として交付する。ただし、公園に設置する場合又は撮影範囲の大部分が公園になる場合、一つの地域団体に

つき別に2台を上限として交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項各号の補助の対象となる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、防犯カメラ1台分につき100,000円を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 補助金の交付予定額の決定後の交付予定額の増額は、これを認めない。

(補助の対象となる要件等)

第5条 補助対象となる防犯カメラの要件は、次のとおりとする。ただし、防犯カメラや録画装置の機器の規格等の詳細は、別に定める。

- (1) 交付申請時に設置されていないこと。
- (2) 条例第10条第1号及び第2号の交付決定後、同年度の2月末日までに、京都市内に設置されること。
- (3) 犯罪（不法投棄を除く。）の発生を抑止するため特定の場所に継続的に設置されるカメラであって、録画機能があること。
- (4) 道路、公園、広場その他不特定多数の者が利用する場所を中心に撮影されるよう設置すること。
- (5) 防犯カメラの設置場所に、補助金の交付を受けるもの（以下「補助団体」という。）の名称及び防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。
- (6) 管理等のために一時的に画像を確認する目的等以外において、画像の閲覧ができないようにすること。

2 補助団体は、防犯カメラを設置するまでに、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づき、適切な管理及び運用に努めること。
- (2) 次の項目を含む管理運用規程等を定めること。

ア 設置目的

イ 設置場所及び撮影範囲

ウ 管理責任者等の指定

エ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等、画像の安全管理に係る媒体の保管方法、保管期間及び消去方法

オ 画像の利用、閲覧及び提供の制限

カ 苦情等への対応

キ その他必要な事項

(3) 防犯カメラを設置することについて、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該権利を有する者を含む。）の同意を得ること。

(4) 防犯カメラを設置することについて、道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けること。

3 補助団体は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者が役員でないこと。

(2) 公共の福祉に反する活動を行っていないこと。

(3) 防犯カメラの設置について、他の補助制度等により補助を受けようとせず、又は現に受けていないこと。

4 補助団体は、前項第1号の規定に違反する疑いがあると市長が認めるときは、京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出しなければならない。

（交付の申請）

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、別に定める期間に、関係書類を添えて行わなければならない。

（標準処理期間）

第7条 市長は、前条の規定により別の定める期間が終了してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

2 市長は、必要に応じて、前項の決定前に、防犯カメラの設置場所を管轄する区長又は担当区長及び警察署長から意見を求めることとする。

（変更等の承認の申請）

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金変更承認申請書（第2号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的達成のために事業の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するも

のと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

(4) 第3条第1項各号に掲げる経費相互間の流用の場合（第3条第1項各号に掲げる経費内で流用する場合を含む。）

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金中止・廃止承認申請書（第3号様式）により行うものとする。

（事業完了の届出）

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、設置後30日以内に、京都市防犯カメラ設置促進事業実績報告書（第4号様式）に、関係書類を添えて行わなければならない。

（書類の保存）

第10条 補助団体は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（防犯カメラの維持管理）

第11条 補助団体は、防犯カメラの設置を完了した日から起算して少なくとも3年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 補助団体は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市防犯カメラ設置促進事業補助金概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、くらし安全推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定した地域団体又は事業者等が犯罪の抑止を目的として防犯カメラを設置する事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 6 条関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を関係書類を添えて申請します。	
設 置 目 的	
事 業 総 額	円 (税込)
補助対象経費総額	円 (税込)
交付申請額・台数	円 (台)
設 置 完 了 時 期	年 月 日 ～ 年 月 日
連 絡 担 当 者	☐ 上記申請者欄と同じ ☐ 下記の者とする 氏 名： 役 職： 電話番号：
書 類 送 付 先	☐ 上記申請者欄と同じ ☐ 下記の者とする 氏 名： 住 所：〒
情 報 提 供 に 係 る 同 意	補助金の交付が決定したとき、上記連絡担当者の連絡先等 について、京都市から京都府警察に情報提供することに ☐ 同意する ☐ 同意しない

※関係書類について、裏面に記載あり

関係書類

- ☐ 見積書（事業総額及び経費の内訳が分かるもの）
- ☐ 複数事業者から事業提案を受けたことを証する書類（見積書など）
- ☐ 防犯カメラ及びレコーダーの仕様が分かる資料（仕様書、カタログなどカメラの画素数、レコーダーの記録時間記載のもの）
- ☐ 配置図、付近見取図（防犯カメラの設置住所が記載された地図等）
- ☐ 防犯カメラの設置場所の現況写真、撮影予定の画角の写真
- ☐ 地域団体の規約及び役員名簿
- ☐ 防犯カメラの設置を地域団体の総会等により決定したことを証する書類（議事録の写しなどで、複数名の署名があるもの）

※ 次の関係書類は、交付決定後に速やかに提出してください。

- ① 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意を得たことを証する書類
- ② 道路法その他の法令に基づく許可等を受けた場合は、当該許可等を受けたことを証する書類

第 2 号様式(第 8 条第 1 項関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 内容の変更、 ☐ 経費等の変更）について、市長等の承認を申請します。	
内 容 の 変 更	
経 費 等 の 変 更	

第 3 号様式(第 8 条第 3 項関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の中止・廃止について、市長等の承認を申請します。	
理 由	

第4号様式(第9条関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業実績報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により活動の実績を関係書類を添えて報告します。	
交付決定通知日	年 月 日 (変更承認日 月 日)
事業総額	円 (税込)
補助対象経費総額	円 (税込)
交付決定額・台数	円 (台)
設置完了時期	年 月 日
設置場所	住所
	(1) 京都市 区
	(2) 京都市 区

関係書類

- ☐ 防犯カメラの設置に係る領収書 (原本)
(原本は実績の確認の後、返却します。)
- ☐ 請求書 (事業総額及び経費の内訳が分かるもの)
- ☐ 防犯カメラの設置箇所がわかるもの (地図上に示し、住所を記載したもの)
- ☐ 防犯カメラ設置後の現況写真 (カメラ、録画装置及び防犯カメラの撮影を示す設置者名記載の看板など)
- ☐ 撮影された画像
- ☐ 防犯カメラの管理運用規程

第 5 号様式(第 1 2 条関係)

京都市防犯カメラ設置促進事業補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長	年 月 日
所在地 〒	団体名 代表者職・氏名 電話番号

窓口受取を希望する場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。↑

京都市補助金等の交付等に関する条例第 2 1 条第 2 項の規定により、補助金の概算払を請求します。	
交付決定通知日	年 月 日
交付予定額	円
補助金の請求額	円

☐ 団体の口座がなく、市役所会計窓口での受取を希望します。

※ 窓口受取を希望する場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。

☐ 以下の口座への振込みを希望します。

	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
振込口座			☐ 普通(総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他	
	口座名義 (フリガナ)			
	口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。